

湯布院交番だより



令和2年9月号
大分南警察署
湯布院幹部交
番発行
0977-84-2131
〈担当、井原〉

秋の全国交通安全運動について

実施期間

令和2年9月21日から30日までの10日間

運動の重点

①子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

ドライバーは、横断歩道近くに歩行者がいる時は必ず、一時停止しましょう。

自転車の方は、**安全利用五則**を守りましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用



②高齢運転者等の安全運転の励行
高齢運転者は、加齢により運動能力が低下するので、より一層安全運転に努めましょう。

③夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

「飲んだらのれん」を合言葉に、大分県から飲酒運転を根絶しましょう。



あおり運転の厳罰化

令和2年6月30日に、「あおり運転（妨害運転）」罪を創設した改正道路交通法が施行されました。

あおり運転対象行為の10類型

- ①対向車線からの逆走や接近
- ②前方で急ブレーキ
- ③車間距離を詰める
- ④急な割り込みや車線変更
- ⑤左からの乱暴な追い越し
- ⑥不要なパッシングの継続
- ⑦不要なクラクションの反復
- ⑧幅寄せや前方での蛇行運転
- ⑨高速道で低速走行
- ⑩高速道で駐停車



令和2年6月30日施行
あおり運転に対する罰則の創設！！
妨害（あおり）運転となる一定の違反をすれば
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転免許取消し

このような行為に遭った際は、安全な場所に車を止め、警察に通報をお願いします。

交通標語

横断歩道

歩行者いれば

赤信号



特殊詐欺未遂の発生

今年7月、湯布院町居住の高齢者が、「携帯電話料金が未納になっている。コンビニで電子マネーを購入し、支払ってほしい。」

等と携帯電話会社の職員を名乗る者から電話を受け、お金をたまし取られそうになる事案が発生しました。

幸い、電子マネーを購入しようとした高齢者の様子を見て、不審に思ったコンビニ店員が警察に通報してくれ、被害を未然に防ぐことができました。

不審な電話が架かってきた時は、**一人で考えずに、家族や友人等周りの人に相談しましょう。**



「お知らせ」

9月11日は「警察相談の日」です。DV、ストーカー、振り込め詐欺、悪徳商法、日常生活における困りごと、トラブル等の相談は専用の相談ダイヤル

#9110

をご利用ください。緊急の事件・事故は110番をお願いします。井原 巡査